

マイナンバーカードおよび電子証明書の有効期限・更新

最終更新日:2025年11月18日

「マイナンバーカード」と「電子証明書（オンラインでマイナンバーカードを使用する際に本人であることを電子的に証明するもの。（参考：[電子証明書について（マイナンバーカード総合サイト）](#)[☞](#)）」には有効期限があります。有効期限はそれぞれに設定されており、更新手续が必要です。

マイナンバーカードや電子証明書の有効期限を迎える方には、期限の2か月から3か月前を目途にお知らせ（有効期限通知書）が送付されますので、お早めに開封して、更新の手续をお願いします。

新着情報

- 2025年11月18日
 - [広報資料 ポスター・リーフレット](#)に掲載の「マイナンバーカード 更新の手續きのご案内」について利用期限を追記しました
- 2025年11月4日 [広報資料](#)にCM動画を掲載しました
 - マイナンバーカードの有効期限・更新篇（1分20秒）
 - ダウンロードフォーム
- 2025年10月15日
 - [広報資料](#)にマイナンバーカードの更新の手續きについてのリーフレットとポスターを掲載しました
- 2025年9月5日
 - [広報資料](#)にCM動画のサムネイル画像を掲載しました

目次

- [マイナンバーカードおよび電子証明書の有効期限](#)
- [更新手続きについて](#)
 - [マイナンバーカードの更新手続き（4つの方法）](#)
 - [電子証明書の更新手続き](#)
- [よくある質問](#)
- [広報資料](#)
 - [動画](#)
 - [ポスター・リーフレット](#)
- [関連情報](#)

マイナンバーカードおよび電子証明書の有効期限

マイナンバーカードと電子証明書には、それぞれに有効期限があります。詳細は以下のとおりです。

- **マイナンバーカードの有効期限**
 - カード発行時に18歳以上の場合：カード発行から10回目の誕生日まで
※2022年（令和4年）3月31日までに、交付申請された20歳未満の方のマイナンバーカードの有効期限はカード発行から5回目の誕生日までです。
 - カード発行時に18歳未満の場合：カード発行から5回目の誕生日まで
- **電子証明書の有効期限**
年齢に関わらず、電子証明書の発行から5回目の誕生日まで

ご自身の各有効期限の確認方法は[よくある質問 Q15](#)からご確認ください。

更新手続きについて

マイナンバーカードと電子証明書の更新手続きは、有効期限の3か月前から住所地（住民登録をしている）の市区町村窓口にて行うことができます。また、マイナンバーカードや電子証明書の有効期限を迎える方には、期限の2か月から3か月前を目途に、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）から、有効期限をお知らせする「有効期限通知書」が同封された封筒がご自宅に送付されますので、忘れずにお早めの更新手続きをお願いします。更新方法や有効期限通知書については、[更新手続きについて（マイナンバーカード総合サイト）](#)  を併せてご覧ください。

マイナンバーカードの更新手続き（4つの方法）

マイナンバーカードの更新には申請が必要です。申請方法は4つあり、いずれかの方法から申請ください。申請方法については、準備するものが少なくカードの仕上がりが早いスマートフォンでの申請を推奨します。また、証明写真機による申請ではきれいな写りの写真が撮れます。

申請の後に、住所地の市区町村から交付通知書が届きますので、今お持ちのマイナンバーカードと交付通知書に記載された持ち物を持参して市区町村窓口に出向いて新しいカードの交付を受けてください。新しいカードの交付が予約制となっている市区町村もありますので、事前にホームページ等でご確認ください。申請から交付通知書が届くまで約1か月ほどかかります。申請数の状況や市区町村により期間は異なります。

※詳しい手続方法は、お知らせに同封されている更新手続を案内するリーフレット[マイナンバーカードの更新手続（マイナンバーカード総合サイト）（PDF形式）](#) [☞](#)をご確認ください。

1. スマートフォンでの申請（推奨：カードの仕上がりが早いです）

● 準備するもの

- スマートフォン
- お知らせに同封された交付申請書
- メールアドレス

● 申請方法

1. スマートフォンで顔写真を撮影し、保存

※別途撮影した顔写真データを使用することも可能（6か月以内に撮影のもの）

2. スマートフォンで、お知らせに同封された交付申請書記載のオンライン申請用QRコードを読み取る
3. 表示された申請用ウェブサイトの案内に沿って手続

2. 証明用写真機で申請（推奨：きれいな写りの写真が撮れます）

● 準備するもの

- お知らせに同封された交付申請書
- 写真撮影用の料金

● 申請方法

1. マイナンバーカードの申請に対応した証明写真機に行く
2. 画面の案内に沿って手続

3. パソコンでの申請

● 準備するもの

- パソコン
- お知らせに同封された交付申請書
- 顔写真データ（6か月以内に撮影のもの）

- メールアドレス

- **申請方法**

1. 申請用ウェブサイト（[オンライン申請方法（マイナンバーカード総合サイト）](#) ）の案内に沿って手続

4. 郵便で申請

- **準備するもの**

- お知らせに同封された交付申請書
- 顔写真（6か月以内に撮影のもの）

- **申請方法**

1. お知らせに同封された交付申請書に必要事項を記入し、6か月以内に撮影した顔写真を添付する
2. 交付申請書をJ-LISに郵送し、申請する

※交付申請書、送付用封筒の様式は お知らせに同封されているものだけでなく、[交付申請書等ダウンロード（マイナンバーカード総合サイト）](#) からダウンロードしてご利用いただくこともできます。

電子証明書の更新手続

電子証明書の更新には住民登録のある市区町村窓口にお越しく下さい。電子証明書の更新手続が予約制となっている市区町村もありますので、事前にホームページ等でご確認ください。

※詳しい手続方法は、お知らせに同封されている更新手続を案内するリーフレット[電子証明書の更新手続（マイナンバーカード総合サイト）（PDF形式）](#) をご確認ください。

- **準備するもの**

- マイナンバーカード

- **申請方法**

住民登録のある市区町村窓口にて職員の案内に沿って手続

よくある質問

Q1 マイナンバーカードの有効期限について、詳細を知りたいです。

A1

マイナンバーカードの有効期限は、マイナンバーカード自体の有効期限と、マイナンバーカードのICチップに搭載された電子証明書の2種類があります。

Q2 電子証明書とは何ですか。

A2

信頼できる第三者（認証局）が、間違いなく本人であることを電子的に証明するものです。

Q3 なぜ、マイナンバーカードに10年、電子証明書に5年の有効期限があるのでしょうか。

A3

マイナンバーカードには容貌の変化に伴い顔写真を更新する必要があることや、偽変造防止措置等の技術の進歩に対し、安全性を維持する必要がある10年の更新期限が設定されています。

また、電子証明書は、コンピュータ性能の向上や暗証番号読解技術の進歩などにより、暗号の安全性が低下するおそれがあるため、5年の有効期限が設定されています。

Q4 マイナンバーカードを更新しないとどうなりますか。

A4

マイナンバーカードを本人確認書類として使えなくなるほか、マイナンバーカードに搭載された電子証明書も使えなくなります。

Q5 電子証明書を更新しないとどうなりますか。

A5

電子証明書の有効期限が切れると、オンラインでの本人確認や健康保険証としての利用（※有効期限満了日が属する月の末日から3か月間は、引き続きマイナ保険証として使用することはできます。ただし、医療機関で確認できるのは、保険資格に関する情報のみで、診療情報・薬剤情報の確認はできません。）、電子申請などができなく

なるほか、マイナポータルや確定申告の電子申告などの行政サービス、金融機関でのオンライン口座開設、ローン申請などの民間サービスといったマイナンバーカードを活用したさまざまなサービスが利用できなくなるため、更新をしていただく必要があります。

Q6 マイナンバーカードの更新手続について教えてください。

A6

有効期限の3か月前から更新できます。まずはオンラインなどで事前申請後、お住まいの市区町村窓口にて、申請後に届く交付通知書とお手持ちのマイナンバーカードをお持ちください。詳しくは「[マイナンバーカードの更新手続（4つの方法）](#)」をご覧ください。

Q7 電子証明書の更新手続について教えてください。

A7

有効期限の3か月前から更新できます。マイナンバーカードをお持ちの上、お住まいの市区町村窓口にて手続をしてください。

Q8 電子証明書の更新は、なぜオンラインで対応できないのですか。

A8

電子証明書は、オンラインで本人確認を行うためのものであることから、対面での本人確認を経て発行することとされております。

Q9 マイナ保険証を利用していますが、電子証明書の有効期限が切れてしまいました。病院で受診をすることはできますか。

A9

電子証明書の有効期限が切れても、有効期限切れから3か月間（※有効期限満了日が属する月の末日から3か月間）は医療機関等を受診できますので、その期間に更新をお願いします。ただし、お手元に有効な健康保険証も

なく、電子証明書の更新手続もされなかった場合には、申請不要で資格確認書が発行されます。万が一更新できないままであっても、この資格確認書で引き続き医療機関等を受診できますので、ご安心ください。

**Q10 電子証明書の有効期限が切れたため、更新手続を行いました。
再度、マイナ保険証利用登録をする必要はありますか。**

A10

有効期限の3か月後の末日までに更新した場合は、再度のマイナ保険証の利用登録は必要ありません。

**Q11 マイナンバーカードの健康保険証等利用の申込をしていない方が
電子証明書の更新後、すぐに健康保険証等利用の申込はできますか。
医療機関等ですぐに利用できますか。**

A11

マイナンバーカードの各種手続を行った場合、健康保険証等利用の申込は原則即時可能ですが、医療機関等で利用できるようになる（利用登録の完了）まで時間がかかる場合がございます。

**Q12 有効期限を迎えたマイナンバーカードや電子証明書の更新手続
の手数料を教えてください。**

A12

マイナンバーカードや電子証明書の更新にかかる手数料は無料です。

Q13 スマホ用電子証明書の有効期限について知りたいです。

A13

スマホ用電子証明書の有効期限は、利用申請に用いたマイナンバーカード用電子証明書の有効期限と同一であり、マイナンバーカード用電子証明書が失効した場合はスマホ用電子証明書も連動して失効します。

Q14 スマホ用電子証明書を利用している場合、どのように更新すれば良いですか

A14

市区町村窓口で電子証明書の更新手続を完了した後、マイナポータルからスマホ用電子証明書の更新・再発行の利用申請の手続ができます。

Q15 マイナンバーカードや電子証明書の有効期限はどこに記載されていますか。

A15

マイナンバーカード本体の有効期限はカードの券面に、電子証明書の有効期限はカード受領時にカードの券面に記入されます。電子証明書の有効期限が記載されていない場合は、マイナポータルにログインし、マイナポータルのトップページから「マイナンバーカード」を選択すると、電子証明書の有効期限を確認することができます。

広報資料

動画

- マイナンバーカード「有効期限・更新」篇（1分20秒）

- [動画の代替テキスト（Text／7KB）](#)

- ダウンロードフォーム

YouTubeに公開している動画を提供しています。自治体窓口や市区町村の広報などでぜひご活用ください。利用を希望される方は、以下のダウンロードフォームから申請ください。

- [マイナンバーカード「有効期限・更新」広報動画（1分20秒版）ダウンロードフォーム](#) [🔗](#)

- マイナンバーカード「有効期限・更新」 編（30秒）

マイナンバーカード 有効期限・更新 篇（30秒）



- [動画の代替テキスト（Text／4KB）](#)

- [ダウンロードフォーム](#)

YouTubeに公開している動画を提供しています。自治体窓口や市区町村の広報などでぜひご活用ください。利用を希望される方は、以下のダウンロードフォームから申請ください。

- [マイナンバーカード「有効期限・更新」広報動画（30秒版）ダウンロードフォーム](#) 
- [動画用サムネイル画像（ZIP／502KB）](#)

ポスター・リーフレット

- [マイナンバーカード 更新の手続きのご案内（利用期限：2027年3月31日）](#)
 - [ポスター（PDF／8,946KB）](#)
 - [リーフレット（PDF／2,122KB）](#)
- [マイナンバーカードの更新手続き（マイナンバーカード総合サイト）（PDF形式）](#) 
- [電子証明書の更新手続き（マイナンバーカード総合サイト）（PDF形式）](#) 
- [リーフレット「マイナ保険証利用時には電子証明書の有効期限をご確認ください！」（厚生労働省）（PDF形式）](#) 

関連情報

- [マイナンバーカードの有効期限に関するQ&A（マイナンバーカードと電子証明書）（デジタル庁公式note）](#) 
- [更新手続きについて（マイナンバーカード総合サイト）](#) 
- [電子証明書について（マイナンバーカード総合サイト）](#) 

このページで探していた情報は見つかりましたか？

はい

いいえ

[サイトポリシー](#)

[プライバシーポリシー](#)

[SNSポリシー](#)

[ウェブアクセシビリティ](#)

[ご意見・ご要望](#)

[サイトマップ](#)

[RSS配信](#)



電子証明書の更新手続



JD03

マイナンバーカードに書き込まれた電子証明書には**5年**の有効期限があります。

有効期限が過ぎた場合には、e-Tax等の電子申請やコンビニ交付・健康保険証等に使用なくなりますので、お住まいの市区町村の窓口で更新手続を行っていただくをお願いします。

電子証明書の更新にかかる手数料は、**無料**です。

※電子証明書のための有効期限が過ぎた場合でも、対面の本人確認書類としては引き続き使えます。

同封物について

次の4点が封筒に封入されています。
更新方法は、本書をご覧ください。

本書

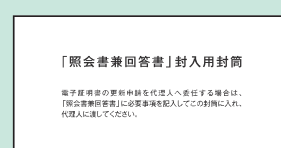
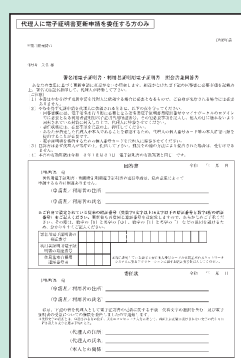
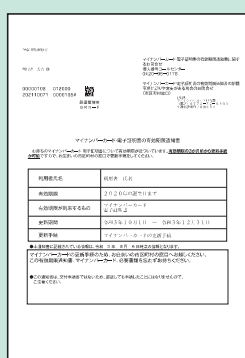
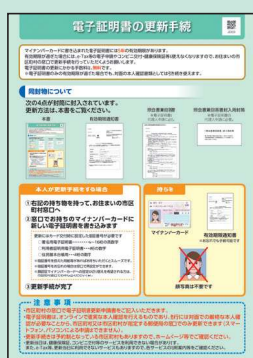
有効期限通知書

照会書兼回答書

※電子証明書の
代理人申請に必要。

照会書兼回答書封入用封筒

※電子証明書の
代理人申請に必要。



本人が更新手続をする場合

- ① 右記の持ち物を持って、お住まいの市区町村窓口へ
- ② 窓口でお持ちのマイナンバーカードに新しい電子証明書を書き込みます

更新にはカード交付時に設定した暗証番号が必要です

- 署名用電子証明書………6～16桁の英数字
- 利用者証明用電子証明書…4桁の数字
- 住民基本台帳用…4桁の数字

※暗証番号を控えた用紙等があればお持ちいただくとスムーズです。

※暗証番号をお忘れの場合は窓口で再設定ができます。

※顔認証マイナンバーカードへの設定の切り替えを希望される方は、市区町村窓口でお申し出ください(★)。

- ③ 更新手続が完了

持ち物



マイナンバーカード



有効期限通知書

※お忘れでも手続可能です



顔写真は不要です

注意事項

- ・市区町村の窓口で電子証明書更新申請書をご記入いただきます。
- ・電子証明書は、オンラインで確実な本人確認を行えるものであり、発行には対面での厳格な本人確認が必要なことから、市区町村又は市区町村が指定する郵便局の窓口でのみ更新できます(スマートフォン、パソコンによる申請はできません)。
- ・更新手続は予約制となっている市区町村もありますので、ホームページ等でご確認ください。
- ・更新当日は、健康保険証、コンビニ交付等のサービスを利用できない場合があります。また、e-Tax等、更新当日に利用できないサービスもありますので、各サービスの利用案内等をご確認ください。

代理人に更新手続きをお願いする場合

①申請者が照会書兼回答書に必要事項を記入し、同封した封筒に封入封かんの上、代理人に渡す

- ※照会書兼回答書に記入する暗証番号は、カード交付時に設定した暗証番号を記入してください。
- ※代理人申請時に暗証番号の照合ができない場合は、文書照会による再度来庁が必要となります。
- ※顔認証マイナンバーカードへの設定の切り替えを希望される方は、照会書兼回答書の「いずれの暗証番号も設定しない」にチェックをしてください(★)。

②代理人は右記の持ち物を持って、申請者のお住まいの市区町村窓口へ

③市区町村職員が照会書兼回答書に記入された暗証番号により、新しい電子証明書を書き込みます

④更新手続きが完了

持ち物



申請者本人の
マイナンバーカード



代理人の本人確認書類
[マイナンバーカードや
運転免許証等
(顔写真付きのもの)]



照会書兼回答書
を封入封かんした封筒



有効期限通知書
※お忘れでも手続可能です

★顔認証マイナンバーカードについて

- ・暗証番号の設定を不要とし、利用者証明用電子証明書を用いる際の本人確認方法を顔認証又は目視に限定したカードです。
- ・顔認証マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書は、健康保険証としての利用は可能ですが、マイナポータルなど暗証番号の入力を必要とする各種オンラインサービスでは利用できません。
- ・市区町村窓口で手続きができます。

お問い合わせ先

公式サイト

マイナンバーカード総合サイト

検索

<https://www.kojinbango-card.go.jp>



お問合せ

マイナンバー総合フリーダイヤル

マイ ナン バ ー

☎ 0120-95-0178

平日 9時30分～20時00分 (年末年始を除く)
土日祝 9時30分～17時30分

マイナンバーカードの紛失・盗難などによる一時利用停止については、24時間365日受け付けます。

※一部IP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合は、050-3818-1250 におかけください。

外国語対応



Multilingual Info

- ・ Please direct any inquiries in English to the following number. For details, you can also check the website.
- ・ 如使用中文进行咨询，请拨打以下号码。详情也可访问主页进行确认。
- ・ 如果您想使用中文咨询，還請撥打以下電話專線聯絡，謝謝。詳細資訊請參閱網站。
- ・ 한국어로 문의하시는 경우 이하의 전화번호로 연락주시오. 상세한 사항은 홈페이지에서 확인할 수 있습니다.
- ・ Para informes en español, diríjase al número de teléfono indicado en continuación. También encontrará información detallada en la página web.
- ・ Favor entrar em contato no número de telefone abaixo para consultas em português. Maiores detalhes podem ser consultadas também na homepage.
- ・ This telephone number is toll-free corresponding to English, Chinese, Korean, Spanish and Portuguese.

Tel : 0120-0178-27 URL: <https://www.kojinbango-card.go.jp>

総務省・地方公共団体情報システム機構 (J-LIS)

Japan Agency for Local Authority Information Systems

地方公共団体情報システム機構 (J-LIS) は、国と地方公共団体が共同して運営する法人です。

2023年11月E

マイナンバーカード

取得して5年目または10年目の方へ 更新の手続きのご案内

＼2、3ヶ月前に封筒が届くので、手続きしてね！／

5年
ごと

電子証明書の更新

ICチップ内の電子証明書を更新！



10年
ごと

カード本体の更新

写真も含めてカード本体を更新！



カードと電子証明書の
有効期限はマイナンバーカードの
表面で確認できます

電子証明書の有効期限が記載されていない方は、右記二次元コードよりマイナポータルにログイン後、トップページからマイナンバーカードを選択して確認できます。



<https://myna.go.jp/>

＼更新は有効期限の3ヶ月前からできます！／



デジ庁 カード更新

検索

<https://www.digital.go.jp/policies/mynumber/expiration-date>



My Melody © 2025 SANRIO CO., LTD. APPROVAL NO. L662363

マイナンバーカードに関するお問い合わせ

マイナンバー

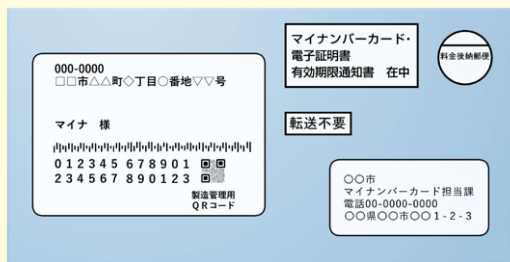
マイナンバー総合
フリーダイヤル

0120-95-0178

平日 9:30～20:00 土日祝 9:30～17:30 (年末年始を除く)

※紛失・盗難によるマイナンバーカードの一時利用停止
については24時間365日受け付けます

更新の仕方



更新が必要な方には
期限の2、3ヶ月前に、
更新の封筒がご自宅へ届きます

電子証明書の更新



5年ごとに、
ICチップ内の
電子証明書を更新！

カード本体の更新



10年ごとに、
写真も含めて
カード本体を更新！

いずれかの方法で
事前申請



オンライン申請



写真機



郵送

お住まいの市区町村窓口へ

期限が切れてしまったら

様々な行政サービス、民間サービスが、便利に利用できなくなってしまいます。
お早めに更新をお願いします。



確定申告(e-Tax)



マイナポータル



銀行・証券口座開設



各種証明書の取得



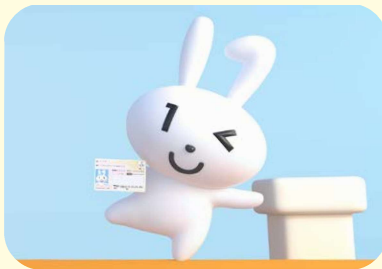
病院・薬局

※健康保険証(保険資格の提供)としての利用は、有効期限が切れた日から3ヶ月間は可能です。

電子証明書とは？



それなあに？



間違いなく本人であることを電子的に証明して
なりすましを防ぐ、



1人に1つだけの
「鍵」のようなものです！

パスワードを忘れたりロックが
かかってしまったときはこちら



https://www.j-lis.go.jp/jpki/idreset/idreset_index.html

マイナ保険証利用時には 電子証明書の有効期限をご確認ください！

利用者証明用電子証明書(数字4桁)とは

- 電子証明書とは、“**ログインした者が、あなたであること**”を証明するものです。
- 健康保険証利用時や、インターネットサイト等に**ログイン**をする際に利用します。



こんなことに使います！



- ✓ マイナ保険証としての利用
- ✓ マイナポータルへのログイン
- ✓ コンビニでの住民票等交付サービスの利用

※電子証明書が有効期限を迎えると、上記の一部機能が利用できません！速やかに更新をお願いします。

※マイナンバーカードには、署名用電子証明書(英数字の6～16桁)もあります。

電子証明書の有効期限について

電子証明書の有効期限は、**年齢問わず発行日から5回目の誕生日まで**です。

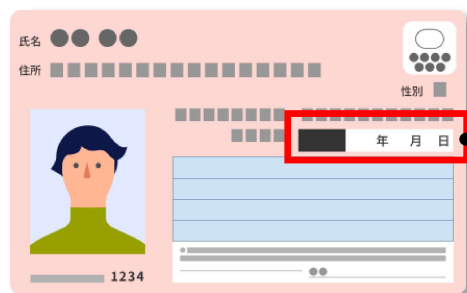
？ マイナンバーカードそのものの有効期限は？

- ▶ 発行日から10回目の誕生日(未成年者は5回目)までです。
- ▶ マイナンバーカードの更新には、交付時に来庁が必要です。事前申請をして交付時に来庁されると、その場で新しいマイナンバーカードと交換できます。

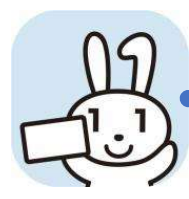
※これまでと同様、**任意の代理人による受取が可能**です。方法は、お住いの市区町村の窓口へお問い合わせください。

電子証明書の有効期限を確認するには？

マイナンバーカードの券面(左下図の**赤枠**部分)に記載されています。
記載がない場合は、右下図の手順でマイナポータルからご確認ください。



▲マイナンバーカードの券面



マイナポータルに
ログイン

▲マイナポータル

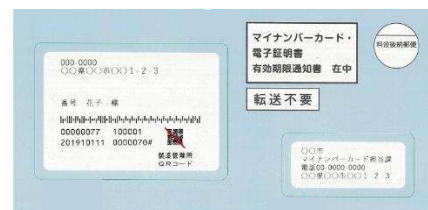


更新するにはどうしたら良いの？

有効期限の**2～3カ月前**を目途に**有効期限通知書**(右図)が送付されます。
通知が来ていなくても**有効期限の3カ月前から更新**ができます。

同封のパンフレットをご一読のうえ、**余裕をもってお早め**にお住いの市区町村窓口で更新手続きをお願いします。
なお、電子証明書の有効期限が切れても、お住いの市区町村窓口で手続きを行うことで再発行できます。

※電子証明書の更新と再発行の手続きはオンラインではできません。



▲有効期限通知書の封筒



有効期限が切れたことを忘れて
病院等に行ったら、どうなるのですか？



詳しくは裏面に

医療機関・薬局に設置されている顔認証付きカードリーダーでも 電子証明書の有効期限のアラートが表示されます

有効期限

顔認証付き カードリーダーの画面

マイナ保険証利用について

3カ月前

マイナ保険証
使える



有効期限の3カ月前時点から有効期限まで、通知が表示されます。

証明書の有効期限が3カ月以内となっています。自宅に送付される有効期限通知書をご覧ください。

次に進む



マイナ保険証で受診できます。

電子証明書の有効期限の2～3カ月前を目処に、「有効期限通知書」の封書が届きます（詳細はオモテ面参照）。お住まいの市区町村窓口等で、速やかな更新をお願いします。



注目！

マイナポータルログイン時にも、有効期限の3カ月前時点から、「マイナンバーカードの電子証明書を更新してください」と、通知が表示されます。

マイナンバーカードの電子証明書を更新してください
マイナンバーカードの電子証明書の有効期限は、2025年X月X日です。有効期限の2～3カ月前を目途に、更新をご案内する封筒が届きます。内容をご確認いただき、更新してください。

更新方法をみる

とじる



⚠ 期限切れ翌日

マイナ保険証
使える



有効期限切れの旨と、更新のお願いが表示されます。

電子証明書の有効期限が切れているため、資格情報のみ当機関に提供します。

お早めに市区町村窓口にお問い合わせください。

次に進む



有効期限切れから3カ月間※は、引き続きマイナ保険証で受診できます。

ただし、保険資格情報の提供のみで、**診療情報・薬剤情報等の提供はできません。**速やかに**再発行手続き**をしてください。

※ 有効期限満了日が属する月の末日から3カ月間



3カ月後

マイナ保険証
使えない



3カ月を過ぎると健康保険証としても使えなくなります。

電子証明書が失効しています。

マイナンバーカードを取り出し、受付窓口までお越しください。

詳細は市区町村窓口にお問い合わせください。



有効期限切れから3カ月間※経過後は、マイナ保険証の利用ができません。

速やかに**再発行手続き**をしてください。

※ 有効期限満了日が属する月の末日から3カ月間

※ お手元に有効な健康保険証もなく、再発行手続きをされなかった場合、3カ月以内に、**資格確認書が交付されます。**引き続き医療を受けられますので、ご安心ください。



マイナ保険証の
メリット等
について

マイナンバー
0120-95-0178

マイナ保険証の
メリット等
について



ひとくらし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。
受付時間（年末年始を除く） 平 日：9時30分～20時00分
土 日 祝：9時30分～17時30分